

## サイバー攻撃の監視対象 新たに日本年金機構など 8 法人

NHK10月12日

政府は先の通常国会で、サイバー攻撃への監視対象を、特殊法人などにも広げる法改正が行われたことを受けて、年金に関わる個人情報を扱う日本年金機構や国家公務員共済組合連合会など、8つの法人を新たに監視対象とする方針を固めました。

日本年金機構のシステムから大量の個人情報が流出した問題を受けて、先の通常国会で、サイバー攻撃への監視対象を、これまでの中央省庁に加え特殊法人などにも広げることを盛り込んだ、改正サイバーセキュリティ基本法が成立しました。

これを受けて、政府は監視対象とする特殊法人などの検討を進めた結果、年金に関わる個人情報を扱う、日本年金機構や国家公務員共済組合連合会など、それにマイナンバー制度を運営する地方公共団体情報システム機構など、8つの法人を新たに指定する方針を固めました。

政府は今後、これらの法人を、内閣官房の内閣サイバーセキュリティセンターと新たに業務委託する独立行政法人、情報処理推進機構で監視することとしています。

政府は12日、総理大臣官邸で開くサイバーセキュリティ戦略本部で、こうした方針を決定することとしています。

## 年金機構もサイバー監視

## 政府、9 法人を保護対象

共同通信 2016/10/12

政府は12日午前、サイバーセキュリティ戦略本部（本部長・菅義偉官房長官）会合を首相官邸で開き、サイバー攻撃からシステムを守る監視対象として、日本年金機構など9法人を指定した。年金機構から100万件を超える個人情報が流出した問題を受け、対策を強化する。

これまでは中央省庁のみ監視していた。4月に成立した改正サイバーセキュリティ基本法により、独立行政法人に範囲を広げたほか、戦略本部が国民生活や経済活動への影響を考慮して指定した特殊法人、認可法人も対象に含めることとした。公的年金の運営を担う年金機構は特殊法人。

## ”東芝の不正会計で損害” 年金運用の信託銀が賠償求める

NHK10月11日

公的年金の積立金を運用している独立行政法人のGPIFから管理を委託されている信託銀行が、東芝の不正会計問題で多額の損害が生じたとして、およそ120億円の賠償を求めている裁判が始まりました。

この裁判は、日本トラスティ・サービス信託銀行が、東京地方裁判所に起こしたもので11日から始まった審理で、信託銀行側は、GPIF＝年金積立金管理運用独立行政法人からの委託を受けて市場で購入した株のうち、東芝の株価が不正会計問題で急落したことで119億9000万円余りの損害が生じたと主張しました。

これに対して東芝は、訴えを退けるよう求め、今後の審理で具体的な主張を明らかにすると述べました。

日本トラスティ・サービス信託銀行は、GPIFから管理を委託された公的年金の積立金の運用に関して、東芝に12億円余りの賠償を求める別の裁判も起こしています。

東芝の不正会計問題をめぐっては、個人株主なども株価が下落し損害を受けたとして、会社と旧経営陣に賠償を求める集団訴訟を起こしています。

## 東芝、会計不祥事巡り争う姿勢 GPIF委託先との訴訟

日経新聞 2016/10/11

東芝の会計不祥事で損害を受けたとして、日本トラスティ・サービス信託銀行が約119億円の損害賠償を東芝に求めた訴訟の第1回口頭弁論が11日、東京地裁(鈴木正弘裁判長)であった。同行は公的年金を扱う年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)の運用の委託先。東芝は賠償責任を争う姿勢を示した。

同行は、市場で購入した同社株の会計不祥事による株価下落で損害を受けたとして8月に提訴。ほかに公募増資に応じた約12億円の賠償を求めた訴訟が先行して審理されている。

東芝によると、会計不祥事をめぐって個人株主が起こした訴訟も8月時点で10件あり、請求額は約15億円に上る。

